

大分県人権尊重施策基本方針（改定版）

大分県

大分県人権尊重施策基本方針 目次

2020（令和2）年4月

第1章 基本方針改定にあたって

I 改定の背景と経過	1
II 基本方針の性格	2
III 基本方針の視点	2
1 人権尊重社会づくりの基本理念（人権条例第2条）	2
2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの	3

第2章 人権をめぐる社会の取組

I 国際社会（国連）の取組	5
II 国内の取組	6
III 県内の取組	8

第3章 人権をめぐる県民の意識

I 平成30年度「人権に関する県民意識調査」の概要	10
II 調査結果の特徴	10

第4章 人権尊重施策の総合的な推進

I 人権教育・啓発の推進	19
1 あらゆる場における教育・啓発の推進	19
(1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進	19
(2) 学校や認定こども園、幼稚園・保育所における教育・啓発の推進	20
(3) 企業・団体における教育・啓発の推進	22
(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進	23
2 推進環境の整備	25
(1) 人材の養成と活用	25
(2) 教材の整備と活用	26
(3) プログラムの開発	27
(4) 情報提供システムの充実	28
(5) 国・市町村との連携	28
(6) NPOとの協働	29
II 相談・支援・権利擁護の推進	29

第5章 様々な分野における人権行政の推進

I 部落差別問題	32
II 女性の人権問題	41
III 子どもの人権問題	47

IV	高齢者の人権問題	5 3
V	障がい者の人権問題	5 7
VI	外国人の人権問題	6 3
VII	医療をめぐる人権問題	6 7
VIII	性的少数者の人権問題	6 9
IX	様々な人権問題	7 1
1	犯罪被害者やその家族の人権問題	7 1
2	プライバシー権の保護	7 2
3	ネット社会の人権問題	7 4
4	その他の人権問題	7 5

第6章 基本方針の推進方策

I	県の推進方策	7 6
II	関係団体との連携と県民との協働	7 6
III	方針の推進期間と見直し	7 6



持続可能な開発目標（SDGs=SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）とは、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成されます。

大分県では人権尊重社会の実現に向け、特に目標4と目標5、目標10を達成するための取組を推進していくこととしています。